

第2回東京の食の魅力発信 2024 実行委員会

議 事 次 第

開催日：令和7年3月31日（月）

会 場：書面開催

1 議 事

議案1：東京都への事業報告書・収支決算書の提出について

議案2：東京の食の魅力発信 2024 実行委員会の解散について

2 配布資料

- ・「実行委員会設置要綱」、「書面表決書」

< 議案1 >

- ・資料1 「東京の食の魅力発信に係る事業」事業報告書案
- ・資料2 「東京の食の魅力発信 2024 実行委員会」収支決算書案

東京の食の魅力発信 2024 実行委員会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 和食に加えて世界中の多彩な食が集積し、食材にも恵まれた東京は世界に冠たる食の都であり、旅行者の誘致においてその強みを十分に活用する必要がある。

東京の多彩な食の魅力を国内外に戦略的に発信することに関する各種の事業を適切に企画、運営するため、東京の食の魅力発信 2024 実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 要綱、事務規程及び財務規程等の制定及び改廃に関する事
- (2) 事業の企画、広報、実施及び関連する契約に関する事
- (3) 予算の編成及び決算の承認に関する事
- (4) 事業の総括に関する事
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項

(議決事項)

第 3 条 実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の策定、実施計画及び事業報告の承認に関する事
- (2) 予算の編成及び決算の承認に関する事
- (3) その他事業の運営に関する事項

(委員)

第 4 条 委員は、別表 1 に掲げる職にあるものをもって充てる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会が解散する日までとする。

- 2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。

(委員長・議決等)

第 6 条 委員長は東京都産業労働局観光部長をもって充てる。

- 2 委員長は必要に応じて実行委員会の議事を招集し、主宰する。また、関係者等に会

議への出席、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 実行委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 6 委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 7 委員又は事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。
- 8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（監事）

第7条 実行委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて実行委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、実行委員会の収入及び支出の処理が完了したのち、実行委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（事務局の設置）

第8条 実行委員会の事務を処理するため、東京の食の魅力発信 2024 実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局員は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局観光振興担当部長をもって充てる。
- 4 事務局長は、委員長の名を受け、実行委員会の事務を統括する。

（経費）

第9条 実行委員会の運営に必要な経費は、東京都の負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

（解散）

第10条 実行委員会は、本事業が終了した後に開催される実行委員会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

(規程等)

第 11 条 実行委員会における事務及び財産の取扱いについては、実行委員会において定めるものとする。

(その他)

第 12 条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 19 日から施行する。

【別表 1】東京の食の魅力発信 2024 実行委員会 委員

委員長	東京都 産業労働局 観光部長
委員	東京都 産業労働局 農林水産部 団体経営改善推進担当課長
委員	(地独) 東京都立産業技術研究センター 技術支援本部 地域技術支援部 食品技術センター センター長
委員	(公財) 東京観光財団 観光事業部 観光事業課長

【別表 2】東京の食の魅力発信 2024 実行委員会 監事

監事	東京都 産業労働局 総務部 計理課長
----	--------------------

【別表 3】東京の食の魅力発信 2024 実行委員会事務局

事務局長	東京都 産業労働局 観光振興担当部長
事務局次長	東京都 産業労働局 観光部 企画調整担当課長
事務局員	東京都 産業労働局 観光部 企画課 事業運営担当

書面表決書

東京の食の魅力発信 2024 実行委員会
委員長 江村 信彦 殿

第2回東京の食の魅力発信 2024 実行委員会の議事等について、下記のとおり意見等を表明しますので、よろしくお願いいたします。

記

1 議事について

議案 番号	内容	承認する	承認しない
1	東京都への事業報告書・収支決算書の提出について ：「東京の食の魅力発信に係る事業の実施に関する協定書」第9条に基づき、別紙「事業報告書案」及び「収支決算書案」のとおり、東京都へ報告を行う。		
2	東京の食の魅力発信 2024 実行委員会の解散について ：本実行委員会の終了後、東京都への負担金の戻入事務を実施した後、実行委員会設置要綱第10条の規定に基づき、東京の食の魅力発信 2024 実行委員会を解散する。		

(注) 各議案について、「承認する」・「承認しない」のいずれかに○印で表示してください。

2 意見等

【意見欄】 議事等につきまして、意見等がありましたらご記入ください。

令和 年 月 日

職 名 _____

氏 名 _____

東京の食の魅力発信に係る事業 実施結果報告（案）

「東京の食の魅力発信に係る事業」につきまして、下記のとおり実施結果をご報告いたします。

（１）東京の多彩な食のプレゼンテーション企画・運営等業務委託

○実施内容：海外のメディア等を対象に、東京が誇る多彩な食の魅力を世界中の旅行者に広く発信し、さらなる旅行者誘致につなげるためプレゼンテーションイベントを開催

○実施回数：３日間（６回）

（２）東京の食の魅力発信のためのメディア・インフルエンサー等招聘業務委託

○実施内容：食に対して関心の高い高付加価値旅行者等に対し、東京の食の魅力を効果的に伝えるため、メディア・インフルエンサー等を招聘したファムトリップを実施

○実施回数：２回

- ・メディア＆インフルエンサー向けファムトリップ：１回
- ・富裕層を顧客に持つ旅行会社向けファムトリップ：１回

（３）東京におけるガストロノミーツーリズムの企画・発信等業務委託

○実施内容：東京の歴史や気候風土に根差した食文化に触れ、その魅力を体験することができる東京ならではのガストロノミーツーリズムを構築し、その魅力を国内外に向けて発信。

○実施回数：３回（２３区エリア１回、多摩エリア１回、島しょエリア１回）

東京の食の魅力発信2024実行委員会 収支決算書

1 収入の部

大科目	中科目	予算額 (A)	収入額 (B)	差引 (C)=(B)-(A)
負担金収入	東京都負担金	178,546,000	178,546,000	0
計		178,546,000	178,546,000	0

2 支出の部

大科目	中科目	収入額 (A)	支出額 (B)	残額 (C)=(A)-(B)
事業運営費	委託料	178,346,000	176,334,576	2,011,424
	雑支出	150,000	140,000	10,000
計		178,496,000	176,474,576	2,021,424
事務局運営費	会議費	20,000	0	20,000
	消耗品費	10,000	0	10,000
	役務費	10,000	2,970	7,030
	雑支出	10,000	0	10,000
計		50,000	2,970	47,030
総計		178,546,000	176,477,546	2,068,454

収入額-支出額(東京都負担金精算額) = 2,068,454

以上のことから、精算額2,068,454円を東京都に対して返還する。